6月4日~10日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週(令和5年度は6月4日(日)から6月10日(土)までの7日間)を「危険物安全週間」とし、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会とともに、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

今年度は「意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ」を 危険物安全週間推進標語としています。

令和5年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 女子カーリングチーム「ロコソラーレ」

実施事項

1 危険物施設における保安体制の整備促進

危険物関係事業所等による安全確保に向けた 体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様 な機会を通じて、危険物施設における保安体制 の整備促進につなげていきます。

2 危険物に関する知識の啓発普及

新聞、広告紙、インターネット等による広報、 ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危 険物の保安に対する意識を啓発するとともに、 危険物の取り扱いに伴う火災の危険性や危険物 を安全に取り扱うための知識を周知します。

3 危険物保安功労者等の表彰

危険物の保安に関して功績のあった個人、危 険物関係事業所等への表彰状の贈呈等を行いま す。

(実施行事について)

今年度は令和2年度以降中止されていた危険物安全大会が6月5日(月)に開催され、危険物保安功労者表彰や優良危険物関係事業所表彰を行います。

問合せ先

消防庁危険物保安室企画係 小川·田中 TEL:03-5253-7524